

令和4年6月7日

デイサービスご利用者様
ご家族様

社会福祉法人 爽生会
リハビリデイサービスシェーンハイムしわ
管理者 阿 部 晶 子

新型コロナウイルス感染対策 デイサービス利用制限緩和について

平素は、当施設をご利用いただき誠に有難く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染対策「岩手緊急事態宣言」が5月30日に解除されましたが、岩手県内の感染者は、5月7、149人で1日あたり230人になっています。4月の1日あたりの感染者311人と比較すると減少し、減少傾向にあることから、6月13日よりご利用制限を緩和させていただきますが、予断を許さない状況が続いておりますので引き続きご家庭での感染防止対策の継続をお願い致します。

[利用制限]

1. ご本人・ご家族が県外在住者と接触された場合

- ①県外に出かける。また、来県者とマスク無で会話や飲食をされた場合は、ご利用を休止とさせていただきます、ご利用者・ご家族の体調にお変わりないことを条件に帰宅(接触)日の翌日より7日目以降の利用再開とさせていただきます。ただし、6日以内のご利用を希望される方は、帰宅(接触)日の翌日より4日目以降の抗原検査実施により利用再開と致します。

※抗原検査費用は施設負担で行います。

- ②来県者と接触された場合、お互い健康に問題なくマスク着用による数分間の会話をされた場合については通常通りご利用いただきます。

2. 濃厚接触者・接触者(疑い) 場合 (必ず事前に連絡願います。)

濃厚接触者や接触者(疑い)に該当した場合は保健所からの指示になりますが、以下に該当した場合にも連絡くださるようお願いいたします。

- ・ご利用者に他の施設利用がありコロナ陽性者やクラスターが発生した
- ・ご家族の職場・学校・保育所等でコロナ陽性者が発生した